

平成4年度
事業のあらまし

時代の要求 新規事業

ホームヘルパーの派遣事業

ホームヘルパーの派遣事業が4月1日から一部変わりました。

今までは、寝たきりや体の弱い一人暮らしの老人を対象に、ホームヘルパーを派遣してきましたが、4月からは重度の身体障害者や所得税課税世帯にも派遣するなど、派遣対象が拡大されました。

また、生計中心者の所得に応じて、派遣手数料を負担していただくことになりました。

【派遣対象世帯】

① 老衰、心身の障害及び傷病など日常生活を営むのに支障があるおおよね65歳以上の方がいる世帯
② 重度心身障害者の方がいる世帯

【サービスの内容】

① 身体介護の介護に関すること
② 家事に関すること
③ 相談、助言に関すること

【派遣手数料】

生計中心者の所得に応じて、1時間につき無料から最高650円まで手数料を負担していただくこととなります。



わたまりのお年寄りや身体の不自由な人が安心して暮らせる「まちづくり」

移動入浴車、はり・きゅう・マッサージ等の助成、ホームヘルパーに関する申し込みと、お問い合わせは、町福祉課（☎内線255）へ。